

議 事 録

会議名称	令和4年度 第4回加古川市人権教育啓発推進審議会
開催日時	令和5年1月30日(月) 午後2時00分から午後3時30分まで
開催場所	加古川市人権文化センター 中ホール
出席者	<p><委員></p> <p>石元 清英会長、上田 博紀副会長、石井 かおり委員、浜田 時子委員、谷津 勲委員、黒田 おさみ委員、清田 美由紀委員</p> <p><事務局></p> <p>大歳市民協働部長、田中市民協働部参事(兼)人権文化センター所長、清水人権文化センター副所長(兼)教育・研修係長、加藤相談・啓発担当副課長、記村相談・啓発係指導主事、福田総務係長、夫総務係主査</p>
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画策定案について</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・令和4年度 加古川市人権教育啓発推進審議会事務局名簿 ・加古川市総合計画抜粋 ・人権文化センターだより (No.39、No.40号) ・2023年人権カレンダー ・おもいやりのこころ (第18号) ・市推だより Human City (No.118)
傍聴者の数	1人

1. 開会

配布資料の確認

会長あいさつ

議事録署名人の選定

2. 議事

「加古川市人権教育及び人権啓発に関わる基本計画策定案について」

会長

それでは、議事「加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画策定案について」事務局より説明願います。

事務局

今回お示ししている策定案について説明します。本策定案は、前回の審議会で提案しました策定案に、審議いただいた修正等を反映し、事務局で語句の修正や変更等を行ったものを、11月25日から12月25日にかけてパブリックコメントにて公表し、市民のみなさまからいただいた意見についても、反映したものになります。パブリックコメントでいただいた意見に対する反映状況は事務局案として資料3で示しておりますのでご審議くださいますようお願いいたします。

なお、基本計画の策定についての審議会は、本日が最後となります。本日の結果を反映したものが完成版となり、審議会より市に答申いただくこととなりますので、よろしくご審議ください。

それでは、お手元にお持ちの

『資料2 加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画（策定案）』

『資料3 パブリックコメントの実施結果について』

『資料4 第3回審議会以降の修正点等について』

この3つの資料を用いながら説明をさせていただきます。

資料2の策定案ですが、11月の審議会からの変更点についてご説明します。まず、前回審議会の結果、ご指摘いただいたところについて修正を行っています。また、語句の誤りのほか、送り仮名や漢字かな表記が統一されていない、グラフで見にくいところがある、等の点を事務局にて修正しています。

また、パブリックコメントでいただいたご意見について、その内容を検討し、修正や変更が必要だと判断したものについては修正を行っています。後ほどご説明します。

これらの修正をおこなったものが、今回の策定案となっております。それでは、順番に説明させていただきます。

資料4「第3回審議会以降の基本計画（案）の修正等について」をご覧ください。

「1 前回審議会での意見と修正内容」については、前回審議会で委員の皆様からご指摘いただいた内容の修正点になります。4点あります。

まず「① かぎ括弧、まる括弧内の文章には句点はいない。」ですが、例えば策定案の1ページをご覧ください。中ほどに「加古川市総合計画（以下「総合計画」という）」とあります。こちらについて、今回の策定案では句点を削除しています。また、10ページ「(3) 家族の人権に関する意識」の次の行、「次のような家族に関わる色々な意見や考え方について、あなたはどのように思いますか」についても前はついていた句点を削除しています。この修正については他にも該当箇所はありますが、同様の修正を行っています。

次に「②かぎ括弧内に括弧を用いる場合は二重かぎ括弧とする。」ですが、こちらにつきましては、策定案7ページの「(1) 人権侵害に関する意識」の2段落目の3行目、二重かぎ括弧で『夜遅くに外出した』『スキがあった』となっていますが、修正前は一重かっこでした。一方で4ページ「(1) 国連を中心とした人権の取り組み」の2行目「すべての人間は、生まれながらにして～」とありますが、これは前は二重かぎ括弧でした。しかしこの場所はかぎ括弧内ではないので一重かぎ括弧に修正しています。また、市民意識調査の結果について説明しているところで、二重かぎ括弧を用いている『そう思う』『当てはまる』については、P34の「(3) 刑を終えて出所した人」の下から3行目の『問題だと思う』について、この箇所のみ「問題だと思う」と「どちらかといえば問題だと思う」の計であるという説明が抜けていましたので今回追加しました。

次の③については、策定案の26ページ「4 高齢者」の本文の行間が狭くなっていましたので、行間の幅を調整しました。

次に④ですが、策定案の15ページから18ページをご覧ください。グラフが12個続いています。これは、市民意識調査の「問2 人権侵害の認識状況」の各項目が人権侵害に当てはまるかどうかを尋ねた回答の割合を、憲法の理解度別で表したものです。各項目である四角で囲んだ文章に、修正前は「憲法の理解度別」という言葉が入っていました。12個全ての項目に記載しなくてもいいのではというご意見をいただき、15ページの問2の下に【憲法の理解度別】と記載し各項目からは削除しました。

次に事務局で修正した箇所についてご説明します。資料4の2「事務局での修正内容」をご覧ください。

①についてですが、策定案の4ページをご覧ください。長い名前の条約名が3つほど記載されており、各条約名の後に括弧書きで略称が記載されています。同様に同じく4ページの一番最後の行から5ページに渡って法律名が7つほど記載されており、同じく略称が記載されています。これらは、修正前は（以下「何々」という）という表現にしていたましたが、例えば「障害者差別解消法」は、本文中にこの後出てきますが、「アイヌ施策推進法」などはこの後出てきません。このため、（以下「何々」という）という記載を削除してしまうと「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」だけが残って分かりにくいため、（以下「何々」という）という表現ではなくカッコ内に略称を記載する形に修正しました。

②～④については資料に記載のとおりです。

⑤につきましては、策定案の39ページをご覧ください。「4 人権相談」の一行目ですが、修正前は「人権文化センターをはじめ、法務局や人権擁護委員などの関係機関において～」となっていました。こちらについては、人権擁護委員は法務局での人権相談に携わっておられることから「人権擁護委員」の表現を削除しました。

以上で資料4の説明を終わります。

つづきまして、パブリックコメントについて説明いたします。資料3をご覧ください。今回のパブリックコメントは令和4年11月25日から12月25日まで実施しました。ご意見の募集につきましては、市のホームページのほか、募集の箱を、市役所、各市民センター、東加古川市民総合サービスプラザ、各公民館、各図書館、人権文化センターに設置しました。ご意見の提出方法は郵送、ファックス、意見箱への投函、電子メールとしていました。

実際の意見提出ですが、ファックスでお一人、電子メールでお二人から、全部で14件のご意見をいただきました。ご意見の内容及びそのご意見に対する市の考え方は次ページからの一覧表をご覧ください。こちらは3人の方からいただいたご意見14件を、策定案のページ順に記載したのになります。一覧表中「市の考え方」の項目に、事務局案を掲載しています。なお、「市の考え方」の記載について、説明文や修正が全体にわたるものについては黒文字で記載していますが、一部修正や一部語句の追加等については赤字にしています。また、資料2の策定案中、赤字で記載している箇所が今回のパブリックコメントに基づき修正した箇所となっています。

1つ目ですが、「市の総合計画にはSDGsに取り組んでいくことが重要としており、『人権文化の確立』のページには、SDGsの該当項目が掲げられています。どこかに盛り込めないでしょうか。例えば3ページの基

本計画の基本方針はどうか。SDGsの文言は4ページの『国連を中心とした人権の取組み』には記載されていますが、本市でも取り組んでいます。」というご意見です。パブリックコメントのご意見では策定案3ページの「基本計画の基本方針」に記載してはどうかとのご意見でしたが、加古川市総合計画では「施策」ごとに、その該当するSDGsの該当項目を設定しております。人権に関する市の施策は「人権文化の確立」ですので、本計画で市の施策である「人権文化の確立」を説明している1ページにSDGsのピクトグラムを記載してはどうかと考えています。策定案の1ページには掲載案を記載しています。なお、本資料を委員のみなさまには事前にお配りしておりましたが、委員の方から、「ご意見の内容」の表現について修正のご意見をいただいています。下から3行目、「SDGsの文言は4ページの「国連を中心に～」の文章を一番冒頭に持って行った方が分かりやすいのではないか、とのご意見です。ご指摘いただいたように最後の文章を冒頭に持って行った方が分かりやすいと思っていますので、またご意見をいただければと思います。

次に2つ目、策定案の3ページになりますが、基本計画の基本方針の最後の段落のところ、かぎ括弧で三つの心を記載しています。「相手を思う心」、「多様性を認め合う心」、赤字になっている「共生する心」ですが、この「共生する心」は前回までは「共生し生活していく心」となっていました。この「共生し生活していく心」が二重表現と誤解されないかというご意見ですが、このご意見のとおり提案いただいた「共生する心」と改めてはどうかと考えております。

3つ目ですが、加古川市人権・同和教育協議会が2020年に50周年を迎えましたが、新型コロナウイルスの感染が拡大している時期であり、人権教育・啓発活動の殆どが中止となった影響もあり、記念講演の開催や、記念誌の発行が翌年に持ち越されるなど、事業に携わった方は大変ご苦労をされたことについてのご意見です。こちらについては、市内の中心的人権団体である市同協、市推協、企同協について、策定案の6ページで記載していますので、策定案に赤字で記している個所を追加してはどうかと考えております。

次に4つめ、本人通知制度についてですが、策定案の22ページになります。こちらはご意見どおり、市民だけではなく市職員や教職員への啓発に関する記述を追加してはどうかと考えております。

次のページに行きまして5つ目、具体的な人権課題のうち、女性の人権に関するところで、『『固定的な性別役割分担意識』の記載はありますが、職場における管理職の割合や町内会等の組織の女性比率についても課題ではないか』というご意見ですが、ご意見のとおり、職場での女性管理職の割合や地域団体等での役員の女性比率等が大きな課題であるという認識はしています。しかし、そのほか、家庭や職場などでの性別による差別的取り扱いなども課題として挙げられます。これらを含めて、策定案中では23ページの中ほどにある「しかしながら」の段落、「性別による固定的

な役割分担意識や、それに基づく差別的な慣習やしきたり等」と表現していると認識しており、個別の具体的な事柄は列挙せず、現状のままとさせていただこうと考えています。なお、ご意見でいただいた課題、女性管理職の割合や地域団体等での役員の女性比率等については、P24「今後の方向性」に記載している「第5次加古川市男女共同参画行動計画」の重点目標などにも取り上げられており、本市の人権施策についても、この「男女共同参画行動計画」に従い取り組みを進めていきます。

次からは「子どもの人権」に関するご意見が続きますが、まずは、令和4年12月16日に改正された民法では、親権者に必要な範囲で子どもを戒めることを認める「懲戒権」を削除し、また親権者が子の人格を尊重し、体罰などの子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動を禁止する規定を新たに設けました。この改正について、策定案25ページの4行目、「2020年（令和2年）4月の児童福祉法等の改正により、子どもへのしつけと称する体罰が児童虐待に当たると明記されました。」の次に懲戒権の削除などについて、赤字のとおり追加してはどうかと考えています。

次の7つ目ですが、同じく策定案25ページの「経済格差の広がりに伴い」という段落の中、ヤングケアラー問題に対する取り組みについて「関係機関と連携しながら、学校、医療、介護、福祉関係機関及び地域に対するケアラー・ヤングケアラーを把握するための取り組みを行う」とありますが、この件について、12月市議会において担当課である家庭支援課より「国や県が実施した調査の結果と本市の傾向は大きく乖離しないと考えており特段実施しない」との答弁があり、策定案との整合性についてご意見をいただいています。こちらについては、資料3に記載のとおり、ヤングケアラーの傾向の把握や支援方策を検討するための概況調査については、答弁のとおり、国や県の調査結果と大きな乖離は無いため実施する予定はありませんが、実際にヤングケアラーになっている子どもの把握や支援に繋げるための取り組みについては推進していく旨を家庭支援課に確認し、策定案に記載しています。

次の26ページ、「子どもの人権」についての【今後の方向性】ですが、大人に対する働きかけであり、子どもに対する働きかけの記載がないとのご意見でした。こちらについては、子ども自身が相談できる体制や、子どもに対する相談窓口の周知、児童虐待やいじめにあった子どもが安心して相談に行けるように推進していく内容になるよう、赤字部分を追加しています。

同じく26ページ、3つ目の段落「子どもが安心して生活できる「居場所づくり」や、子どもの主体的・共同的活動を通した「絆づくり」というところの「主体的・共同的活動」の「共同」という言葉ですが、「共同」ではなく「協同」もしくは「協働」の方がいいのではないかとのご意見です。こちらについては、まず、言葉の意味として、「共同」は「二人以上の人と一緒に物事を行うこと」、「協同」は、「力をあわせて物事を行うこと」、「協働」は、「働く者同士が、それぞれの得意なことを行うことで協力する」と

という意味がそれぞれあります。市の考え方に記載しているとおり、子ども同士と一緒に活動することを通して自ら感じ取っていくものが「絆」であると認識していますので、ここでは「共に同じ」の共同を使用することとしたいと考えています。

次のページになります。10 番目ですが、インターネット上での、同和地区の地名を明らかにするような書き込みや動画の削除に関しての記述については、ご意見のとおり、30 ページの赤字のところですが、個人情報や他人からの誹謗中傷に加え、「部落差別を助長するような書き込み」を追加することとしたいと考えております。

次の 11 番目につきましては、本計画はあくまで市総合計画の施策である「人権文化の確立」を目指すうえでの方向性を示すもので、個別の身近な問題等を記載することは難しいと考えています。しかし、市民にとっては生活に密着した身近な人権問題も大事な問題だと認識しています。この計画に基づいて市民に対し、人権に関する正しい理解の普及など人権教育・人権啓発を進めることで、個人の人権意識が高まり、その結果、個々の身近な人権問題が解決していくことになると考えています。

次に 37 ページ「3 人権教育・啓発の推進」の「(2) 推進の視点 ① 一人ひとりを大切にすることを育む視点」ですが、その説明の最初の行で列挙しているものに、今回の計画では性的指向と性自認を追加しました。ご意見では、次の行の「一人ひとりの尊厳が」の前に「多様な生き方を尊重し」を追加してはどうかのご意見ですが、このご意見のとおり追加してはどうかと考えております。

13 番目は同じ 37 ページの「② 自分のこととして考える視点」のところですが、当初は 2 行目「認識を深めるとともに」の次に「地域や職場等で」という言葉が入っていました。ご意見は、この「地域や職場等で」に「学校等」を追加できないかというものです。これについては、この上の文章「(1) 基本的な考え方」の下から 3 行目に「その視点を踏まえ家庭、学校、職場、地域社会などの各場面において～」とあります。そこにある「その視点」を「(2) 推進の視点」で説明していることから、「学校等」を追加するのではなく「地域や職場等で」を削除することとしたいと思えます。

最後に 14 番目ですが、39 ページの「(7) 市民との協働」で、その目標として、「市民参加型のイベント開催、さらにそれを通して『知る』『考える』から『行動する』『日常生活化する』へのステップアップすることを目標とすべきではないか」とのご意見です。このご意見について、目標については、策定案 1 ページの「2 人権文化の確立」のところで、2 段落目からですが『人権文化』とは、日常生活の中で、互いの人権を尊重することを自然に感じ、考え、行動することが定着した生活の在り様そのものです。つまり、人権文化の確立とは、すべての市民が家庭や地域、職場、学校など、日々の暮らしの中で人権を大切に、尊重し合う習慣が身に付き、定着している社会を実現することです。」と記載していることから、39 ペ

ージ（7）の記載については現行のままとしたいと考えています。
以上となります。

なお、本日欠席されておられます委員より、事前にご意見をいただいております。当日資料としてあります。ここでそのご意見について説明します。本日お手元に「議題に対するご意見」として資料をお配りしております。大きく分けて2点あります。

1点目は、策定案の6ページ「（4）加古川市における人権の取り組み」の中の下から6行目「また、2018年（平成30年）には相談体制の～」のところの「また」ですが、そのいくつか上の段落にも「また」という表現がありますので、ここは「続く2018年（平成30年）～」という風にしてはどうかというご意見です。また、その2行ほど下に「インターネットモニタリング事業」という単語が出てきますが、こちらは事業名ですのでかぎ括弧で囲んでどうかというご意見でした。

次に、策定案37ページ「3 人権教育・啓発の推進」の「（2）推進の視点」ですが、①～④までの4つの視点を記載しています。この①～④にそれぞれついている「視点」という単語をとってしまっはどうかというご意見です。この「視点」については「（1）の基本的な考え方」の2段落目「そこで、基本計画では～」の行で「次の4つの視点を定める～」と記載があり、また（2）の見出しが「推進の視点」となっていることから、十分ではないかということでした。そうすると、それぞれの表現として

- ① 一人ひとりを大切にすることを育む
- ② 自分のこととして考える
- ③ 共生社会の実現をめざす
- ④ 生涯学習

となります。

また（2）の見出しも「推進の4つの視点」としてはどうかとのことです。説明は以上です。こちらのご意見も併せてご審議いただきますようよろしく申し上げます。

会長

それではご意見・ご質問等ございますでしょうか。

委員

当日資料の委員からのご意見の1点目について、「また、」を「続く」に変えるということですが、そのあとの文章とのつながりもありますので、どこか一か所だけ「また」を入れるよりは、いっそ「また」や「さらに」といった接続詞をすべてとってしまえばすっきりとするように思いますが、いかがでしょうか。

会長

他のページでも、年号のまえに「また」や「さらに」と使っていますので、このページだけなくしてしまうのも、不自然な気がします。ご意見は「また」が2つ、近いところにあることから出たものなので、ご指摘のあったところの「また」だけとって、その下にある「さらに」はそのままに

しておくということではいかがでしょうか。そうすると他の部分と見比べても違和感がないかなと思います。

私から何点か指摘をしておきたいと思います。22 ページですが、パブリックコメントでいうと4番目のご意見となりますが、本人通知制度について追加で記載した部分となります。ここで、市民のみならず行政職員や教職員等への啓発を進めますとありますが、職員とは教育啓発をする主体であるので、職員に対して啓発をするというのはおかしいと思います。ここは、市民への啓発のみならず、市職員や教職員等の研修を進めますとしたほうが良いと思いますが、いかがでしょうか。

2点目となりますが、25 ページの赤字になっているところですが、少し文章が読みづらいので、2022年（令和4年）には、民法が改正され、親が子を戒めることを認める懲戒権を削除するとともに～というふうに変更してはどうかと思いました。

それから26 ページ、パブリックコメントでいうと8点目となりますが、子ども自らが相談できる体制とありますが、意味が少しわかりづらいので、子ども自らが相談できる窓口の整備としたほうが意味が通りやすいと思います。それから、相談行動の促進という表現があるのですが、これもあまりなじみのない言葉かなと思います。例えば、相談窓口の周知とすればより伝わりやすいかなと思います。

次に30 ページ、パブリックコメントでいうと10点目になりますが、インターネット上の個人情報を削除してもらう権利とすると、インターネットに個人情報を本人自身が連絡先なんかを載せる場合もあるので、漠然とインターネット上の個人情報と書くとそういったところと合わなくなる場所も出てきますので、ここは、インターネット上に流された個人情報とすればわかりやすいかなと思います。それと、他人からの誹謗中傷のあとに、など、とつけたほうが良いと思います。それから、37 ページでご指摘があった推進の視点についてですが、4点目を生涯学習と名詞にしてしまうのは、どうかかなと思いました。ほかと同じように動詞にするとなると、生涯学習を充実させるといったふうになるのかなと思いますが、ここは他と揃えたらどうかと思います。

委員

さきほどの会長のご指摘について、本人通知制度の部分になりますが、教職員は啓発をする立場であると思っています。私の学校では私が人権の研修をする際にも、職員にそのことを伝えたりであったり、外部から講師を招いたときにもそういった話がありました。職員は児童生徒やその保護者に対して啓発をする立場なので、研修を進めて啓発活動をしていくといった表現がいいかなとも思いました。それと、26 ページの相談行動の促進という言葉なのですが、教育委員会では教育相談センターが中心となって子どもの自殺防止の観点から相談行動の推進ということで小学校では5年生6年生を対象としてそういったプログラムをすでに行っています。ですので、学校側からすると違和感のない言葉ではあるのですが、会長ご

	<p>指摘のとおり、学校関係者以外の方からすれば、わかりにくい表現かなと思います。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>他にどうでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>39 ページの人権相談のところですが、相談窓口として人権文化センターや法務局があつて、その下に、巡回人権相談の場所として公民館についての記述があります。私としては、公民館には、常に相談窓口があつて、市民が相談する際のはじめの窓口となつてほしい。それと人権アドバイザーについての記述がどこにもない。また、市推、校区同協、学校など、加古川市についてはいろんな団体や人権アドバイザーとか、ボランティアも含めて活躍してもらっている。僕の経験からすると、人権侵害を受けたというときには町内会長や市推さんを通じて連絡があることがほとんどで、そこから人権文化センターへ行けばいいと案内してきたような経験から、公民館には窓口はありますよとか、これは人権文化センターへ来てくださいという感じと、いつやっているかわからない巡回人権相談だと、自分で調べていきなさいという感じになってしまうので、公民館にも相談できる窓口がありますよという体制がとれていないならいけないけれども、とれてほしいなと思うので、ちょっと考えていただきたいと思います。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>そういうご要望ですよね、今すぐどうこうというわけでなく。</p>
<p>委員</p>	<p>そういうわけではなくて、何か考えられるなら。でも、全体で人権アドバイザーの「ア」もないので、加古川市の人権施策の中でのアドバイザーの位置づけはとても薄いのかなと。市推もそうなんです。市推の人にちょっと相談するというのが一番最初のとっかかりだと思うので。相談窓口としてここに書かれるより、各団体から順番にあがってきて、その行先が人権文化センターと思っているので、相談のきっかけになるようなところがこれだけの団体がありますよ、そこにはいつでも窓口ありますよ、というような格好にしてほしいです。よろしくお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>わかりました。他にどうでしょうか。 32 ページの 10 行目、「市民意識調査の結果（問 5、11・12 ページ参照）」と、25 ページの下から 10 行目、「市民意識調査の結果（問 3、9・10 ページ参照）」で、それぞれ参照ページを表していますが、中点（・）よりも、波線（～）にしたほうがわかりやすい気がします。</p>
<p>事務局</p>	<p>波線（～）にします。</p>
<p>会長</p>	<p>もうひとつ、4 ページの 15 行目、「2004 年」から始まる段落ですが、半</p>

	<p>角分しか空いてない。段落の最初ですので、1字分開ける、をお願いします。</p>
委員	<p>パブリックコメント実施結果一覧表の11番、36ページの『人権文化の確立』の推進」のところで、意見の中で「生活に密着した人権が守られていない問題から目を背けないでいただきたい」という文言についてですが、まだまだここに載らない小さなそれぞれの個々の人権というものがあると思います。また、それに対する市の考えが、「生活に密着した人権課題が発生していることについては」と書いてあるので、これを『人権文化の確立』の推進」のところで何か書き加えたらどうか、と思います。</p>
会長	<p>この「生きていく上で一番大事な身近な人権問題に取り組んでいただきたい」という意見が反映されるような文言を入れてはどうかというご提案で、それは36ページの『人権文化の確立』の推進」のところで、事務局案としては修正なしとなっていますが、文言を加えてはどうかということですね。</p>
委員	<p>せっかく、「市の考え方」って書いてあるので、もう少し親切でここに載せたらいいと思います。「啓発」を進めてまいりますとあるので。</p>
会長	<p>わかりました。事務局と会長で詰めていきたいと思います。他にどうでしょうか。</p> <p>37ページの『視点』を外す」というご提案のところですが、「生涯学習」のところが揃わないようにも思います。この点についてご意見いただければありがたいです。</p> <p>「(2) 推進の視点」を「(2) 4つの推進の視点」として、それぞれの「視点」という言葉を外して4つ並べるという提案です。どちらがいいですかというところですが、ご意見いただけますでしょうか。</p>
委員	<p>このままでもいいのでは。</p>
会長	<p>この点についても、私と事務局のほうで詰めたいと思います。</p> <p>いろいろとご意見、ご指摘をいただいて、今すぐに「ここの部分はこうする」と言えないところも多いと思いますので、策定案についてはいただきましたご意見等をふまえながら修正していきたいと思います。</p> <p>市長への答申なんですけれども、会長一任ということにさせていただいて、事務局と詰めていくと。出来上がりましたら皆様にお知らせしますが、市長への答申案は会長一任としていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
委員	<p>会長お願いします。市民からのパブリックコメントについてですが、そ</p>

事務局	<p>の意見に基づいて改正したところもあるし、していないところもあるんですが、その返事というのはその人に対して言われるのですか。</p> <p>パブリックコメントについては手続きのルールがありまして、このご意見につきまして市の考え方をまとめさせていただいたものを市のホームページで公表させていただきます。</p>
委員	<p>はい、わかりました。ありがとうございます。</p>
会長	<p>では、承認いただけましたので、皆様のご意見を踏まえたうえで修正案を考えていきたいというふうに思います。どうもありがとうございます。</p> <p>では、議事の「加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画策定案について」に関しましては、これで終わることにいたします。</p> <p>3. その他</p>
会長	<p>次に、次第の「その他」がありますけれども、事務局から何かありますでしょうか。</p>
事務局	<p>ご審議どうもありがとうございました。委員の皆様のご尽力によりまして、基本計画の策定案がほぼまとまったことに感謝いたします。先ほど副会長からもございましたとおり、パブリックコメントにつきましては市のホームページで公表いたします。</p> <p>私のほうから、4点ほど報告させていただきます。</p> <p>まず、1点目ですが、口頭で報告させていただきたいのですが、差別的な事象ということで、令和5年1月20日に、県内の複数の市町村に爆破を予告するメールが届いています。</p> <p>今回のメールは加古川市には届いておらず、メールを受けた市町村から、警察そして県教育委員会を通じ、人権文化センターが把握したものになります。</p> <p>爆破予告メールの内容の一部を読み上げます。</p> <p>「2023年1月20日金曜日、午前11時31分に、お役所と保育施設と小学校と中学校と高校、部落地域に仕掛けた爆弾とガソリンを大爆発させる」というものです。</p> <p>今日現在、実際の被害があった事は確認されていないのが幸いなのですが、このようなことがあった事は、非常に残念なことです。</p> <p>昨年6月の第1回審議会でご報告させていただいたように、加古川市長が誹謗中傷により、自らのツイッター閉鎖したことや今回のような事案が、</p>

委員	<p>まだまだ身近に潜んでいるということを、委員の皆様と共有したいため、今回ご報告いたします。</p> <p>このメールですが、文章がだいたい同じで、地域だけ変えたというのが何か所かあると聞いてきます。三木、高砂というのものもあるし、なぜ同和地区を入れるんだらうと思うのですが、同和地区を爆破するぞというのがある、県のほうに送っていますが、爆破するということですから、完全に犯罪ですので、警察が動いているんだらうなと思うんですけども、具体的にわかりましたら、私もまた人権文化センターのほうに報告しますが、そちらからも新しい情報が入りましたら教えてください。</p>
事務局	<p>続きまして、基本計画策定案の答申についてです。</p> <p>今回のご審議いただきました策定案を審議会の確定分としまして、市に答申いただくこととなります。そこで答申いただく日程等ですが、2月20日（月）午前11時から市役所の秘書室を予定しております。ここで会長から市長に答申いただくこととなりますので、委員の皆様にはご参加くださいますようお願いいたします。こちらにつきましては後日改めてご案内いたしますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>次に今後のスケジュールについてです。先ほど説明いたしました2月20日の答申後、市で、この策定案に基づき3月末までに基本計画を策定します。基本計画は市ホームページ等で公表するとともに冊子を作成し、関係団体や市役所内の関係各課に配付します。基本計画の冊子が完成しましたら、委員の皆様にはお送りいたします。</p> <p>最後に、情報提供となりますが、本審議会の中でも話をさせていただきましたが、加古川市が来年度から導入を検討しています「加古川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」をはじめとする多様な生き方を認め合える社会の実現をめざした取り組みを進めるための「加古川市性の多様性の尊重に関する取り組み方針」の策定に関してパブリックコメントを、現在実施しているところです。パブリックコメントの実施時期は2月20日（月）までで、市のホームページ、各市民センター、公民館、図書館なので閲覧することができます。人権文化センターのロビーにも置いていますので、一度ご覧いただければと思います。</p> <p>報告は以上です。</p>
会長	<p>どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。今の「その他」に関しまして何かございませんでしょうか。無いようでしたら、本日予定していた議事は全て終了しました。全体を通して、議事と、議事以外のことでも結構ですので、何かございましたら、せつかくの機会ですので、出させていただいたらと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>それでは、これを持ちまして議長の役割を終わらせていただきます。委員の皆様には円滑な議事運営にご協力いただきまして、ありがとうございます。</p>

ました。

4. 閉会
副会長挨拶
閉会